

退職報償金の引上げ

退職報償金の引上げ

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第56号)が、平成26年3月7日に公布され、同年4月1日から施行されます。

改正の趣旨及び内容については以下のとおりです。なお詳細については、平成26年3月7日付け消防災第97号通知を参照してください。

(1) 退職報償金引き上げの背景

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」において、団員の処遇の改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬・手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられたところですが、消防庁としては、この趣旨を踏まえて、退職報償金の引き上げを行うこととしたところです。

(2) 政令改正内容

平成26年4月1日以降に非常勤消防団が退職した場合に、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額が一律5万円(最低支給額20万円)増額されることとなります。

(3) 政令改正に伴う対応

市町村から団員への退職報償金支払額については、各市町村の条例にて定められているところですが、退職報償金制度の趣旨を踏まえ、政令において定められている支払額以上の額とすることが適当ですので、市町村に条例改正等の必要な対応を行っていただくとともに、平成26年3月31日以前に退職予定の団員の退職日を平成26年4月1日以降に変更することは適当でないことを周知徹底しているところです。

(参考) 退職報償金支払額一覧表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239 (189)	344 (294)	459 (409)	594 (544)	779 (729)	979 (929)
副団長	229 (179)	329 (279)	429 (379)	534 (484)	709 (659)	909 (859)
分団長	219 (169)	318 (268)	413 (363)	513 (463)	659 (609)	849 (799)
副分団長	214 (164)	303 (253)	388 (338)	478 (428)	624 (574)	809 (759)
部長及び班長	204 (154)	283 (233)	358 (308)	438 (388)	564 (514)	734 (684)
団 員	200 (144)	264 (214)	334 (284)	409 (359)	519 (469)	689 (639)

備考：()内書きは現行の退職報償金支払額である。